

令和2年度東金市外三市町環境クリーンセンター焼却灰等の放射性物質濃度測定結果

東金市外三市町環境クリーンセンターでは放射性物質汚染対処特措法に基づき焼却灰等の放射性物質濃度測定を実施していましたが、今年度から当環境クリーンセンターの焼却灰は同法の対象外となりました。今後は、自主測定を年に1回行うこととし、その測定結果を下記に公表することとします。

測定機関 東京パワーテクノロジー株式会社
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省 平成25年3月)
 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省 平成4年)
 使用測定機 ゲルマニウム半導体検出器 SEIKO EG&G社製 GEM25P4-70(Ge.1,Ge.2),GEM30-70(Ge.3,Ge.4)

測定対象	試料採取日	測定値(ベクレル/kg)		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
焼却灰	6月18日	不検出	19	19
焼却飛灰	6月18日	不検出	59	59
溶融スラグ	6月18日	不検出	不検出	不検出
溶融飛灰	6月18日	不検出	190	190

〈備考〉

焼却灰とは、ごみを燃やした燃えがらのことで焼却炉の底から排出される灰のことです。

焼却飛灰とは、ろ過式集じん器で集められた排ガスに含まれている細かなちり(ばいじん)のことです。

溶融スラグとは、焼却灰を高温で溶かし、冷やし・固めてできるガラス状の物質のことです。

〈基準値等〉

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年12月14日環境省令第33号)」に定められた基準	指定廃棄物の指定基準 (焼却灰等の埋立基準)	セシウム134とセシウム137の合計	8,000	ベクレル/kg
	事業場の周辺の大気中の濃度限界	セシウム134	20	ベクレル/m ³
		セシウム137	30	
	事業場及び最終処分場の周辺の公共の水域の水中の濃度限界	セシウム134	60	ベクレル/l
セシウム137		90		